

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

滝上町立滝上小学校

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

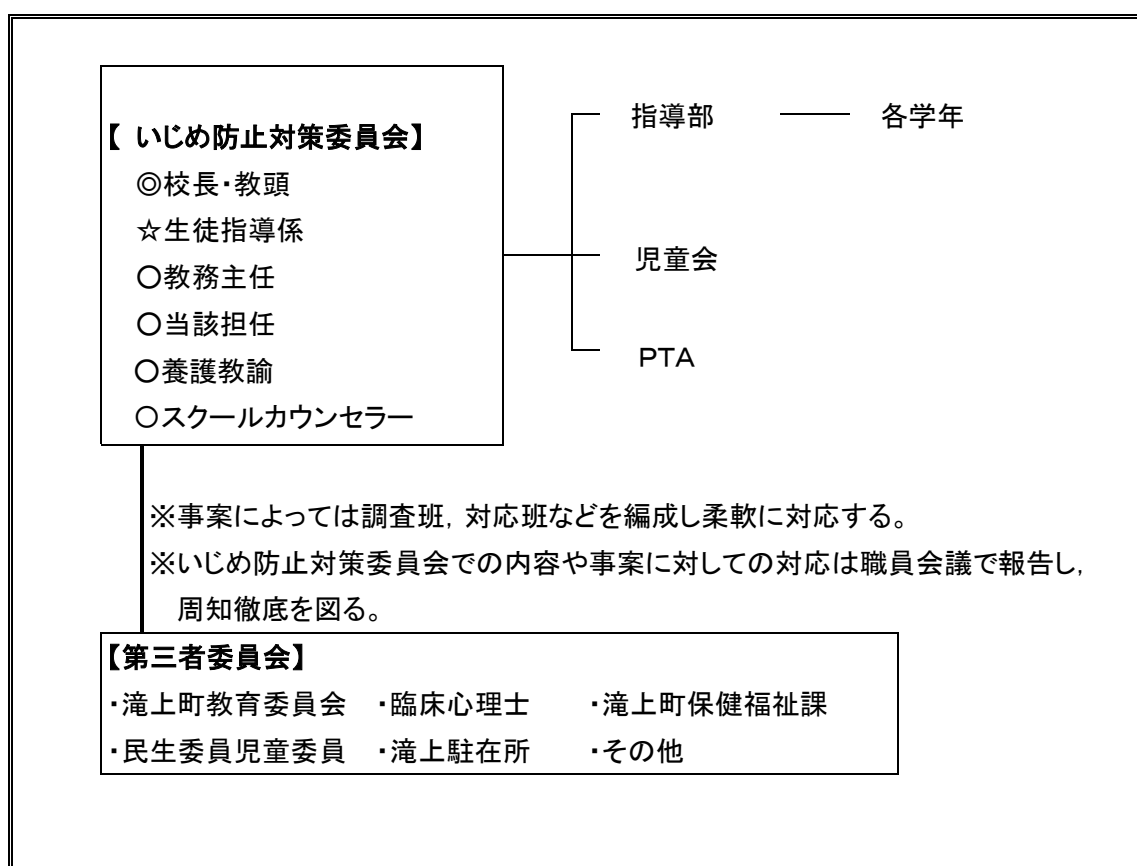
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ防止等への組織的対策

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。そのためには、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ防止等特別委員会及び第三者委員会



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

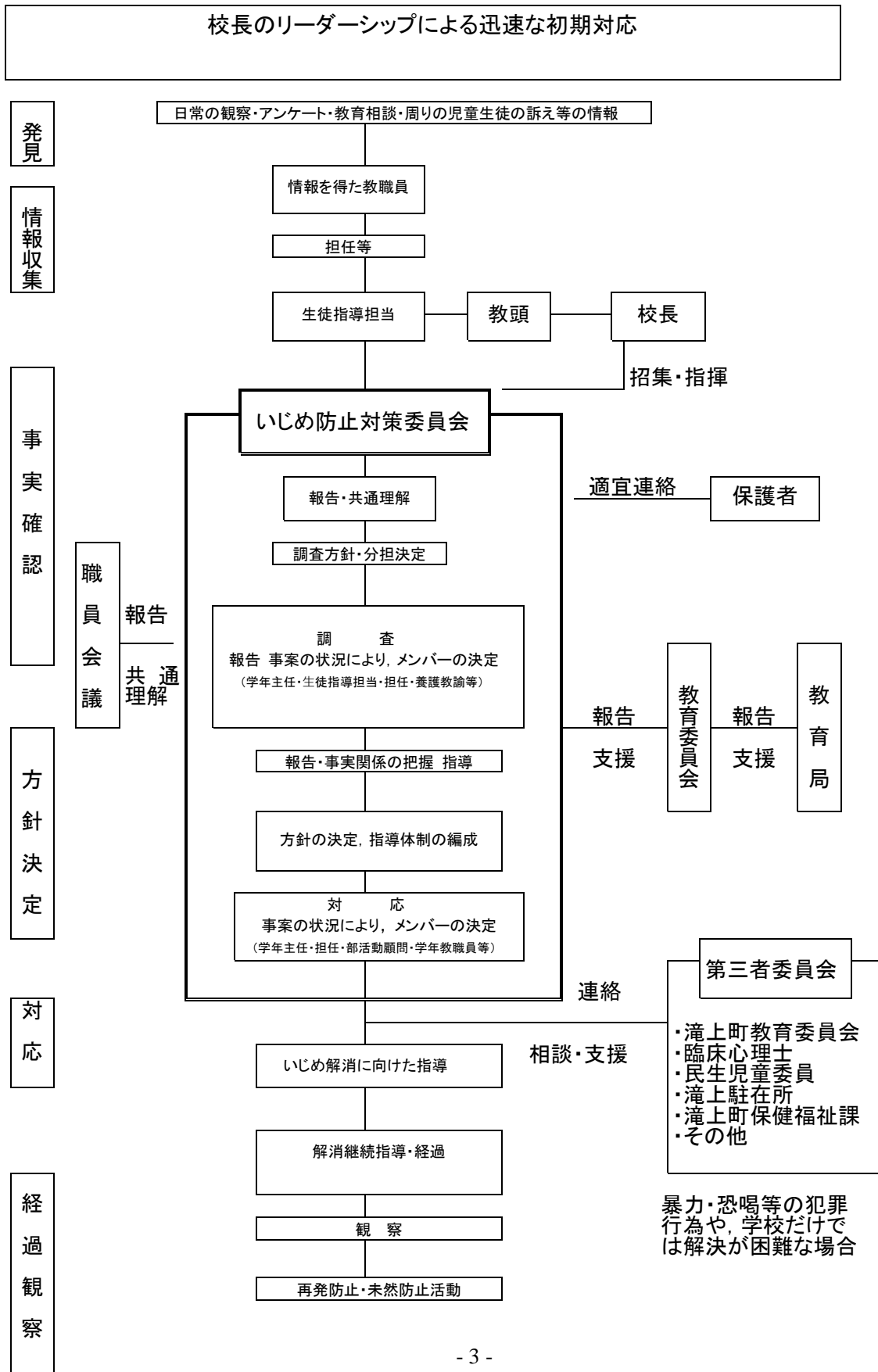
※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

【犯罪行為があった場合】

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

●事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

2 いじめが起こったときの組織的対策



Ⅲ いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本 的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然 防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

1 児童生徒たちや学級の様子を知るためには

(1) 教職員の気づきが基本

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 実態の把握方法

児童生徒個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりためには

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する児童生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となっていく。

(1) 児童生徒のまなざしと信頼

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2)心の通い合う教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3)自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童生徒を成長させる。また、教職員の児童生徒への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童生徒は大きく変化する。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1)人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また、児童生徒が心の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である人命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2)道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童生徒は、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

IV いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

(1) 児童生徒の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受けとめ、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 児童生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、児童生徒の些細な行動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……→脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……→暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……→恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……→窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……→強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……→名誉毀損、侮辱

3 早期発見の手立て

(1) 日々の観察 ～児童生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に気を配る。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど、担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童生徒には日記を書かせたりし、担任と児童生徒・保護者が日ごろから連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応していく。

(4) 教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日ごろから気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童生徒の信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

(5) アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することが必要である。学期途中に1回以上(ホームルームなどを利用して)のアンケートを実施する。いじめられている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮をしていく。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

4 教職員のいじめに気付く力を高めるためには

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめる側から「チクった」と言われていじめの対象になり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

(1)本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日ごろから「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証していく。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

(2)周りの児童生徒からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

(3)保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築くことが大切である。

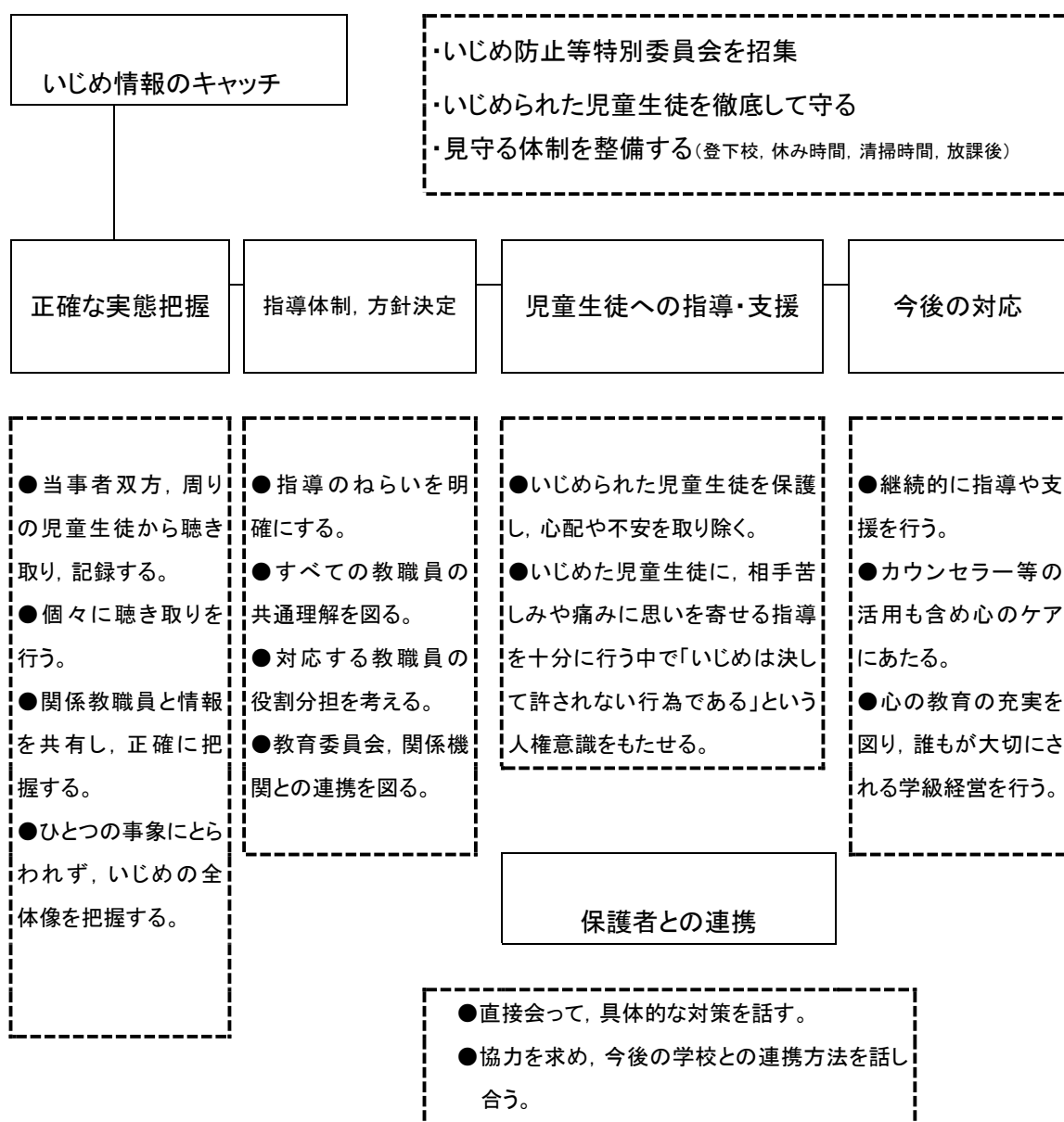
●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日ごろから、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について進んで連絡する。

●児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

V いじめへの早期対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をする。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を別の場所で行う必要がある。
- 状況に応じて、いじめられている児童生徒、いじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・児童生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

【把握すべき情報】

- ◆ 誰が誰をいじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

※児童生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意すること

2 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童生徒に対して

【児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2)いじめた児童生徒に対して

【児童生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3)まわりの児童生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4)継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童生徒のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発見を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

VI 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日ごろから学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 地域、関係機関との連携

(1) 教育局、教育委員会

- 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育局、教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

(2) 警察

- 学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にも必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが必要である。児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(3) PTAやその他地域の関係機関

- いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、保健福祉課、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める必要がある。

(4) 第三者委員会

- 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関の臨床心理士などの専門家を交えて第三者委員会を開催して対策を協議し、早期の解決を目指す。
- 第三者委員会は教育委員会、民生児童委員、保健福祉課を基本とし、ケースに応じて、臨床心理士、警察等のメンバーで構成する。

2 出席停止・転学措置

児童生徒に対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策特別委員会と生徒指導部が連携し、校長の判断で出席停止等の懲戒処分の措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守

りぬくために、必要があれば、いじめた児童生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、他の学校に変更したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し、児童生徒の将来を見据えた指導を行う。

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

【学校教育法施行規則第26条】

校長及び教員が児童生徒等に懲戒を加えるに当たっては児童生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
- ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は児童生徒として本分に反した者。
- ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

Ⅶ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組が大切である。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

・メール ・チェーンメール ・ライン ・ブログ ・学校裏サイト など

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(1) 保護者会で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

3 情報モラル、児童生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

〈児童生徒たちの心理〉

- 匿名で書き込みができるなら…
- 自分だと分からなければ…
- 誰にも気付かれず、気付かれていないから…
- あの人がやっているなら…
- 動画共有サイトで目立ちたい…

4 早期発見・早期対応のためには

(1) ネット上の書き込みや画像への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

【書き込み、画像の削除に向けて】

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

